

新型コロナ関連 助成・融資の活用を

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い4月16日に全国へ緊急事態宣言が発令された。医療機関でも、スタッフの出勤、医院の経営などに影響が出ている。今回は、医療機関で利用

できる主な助成制度・融資制度について、対象者、制度の内容、問合わせ先等をまとめたので参考にされたい。制度の詳細については各問合わせ先または、県保険医協会ホームページの新型

コロナウイルス感染症情報に各制度の詳細情報のリンク先を掲載している。

現在国が行っている主な助成制度(表1)としては、新型コロナの影響で休校等により子どもの世話をを行うため労働者に有給休暇を取得させた事業主への「小学校休業等助成金」。前年同月比で売上が減少している個人事業主、法人等を対象とした「持続化給付金」。緊急対応期間を特例措置とし通

常よりも要件が緩和された「雇用調整助成金」がある。「新型コロナウイルス発生事業所経営支援事業」は長野県独自の助成制度となり、国の「雇用調整助成金」に上乗せするとともに、個人事業主等も対象としたものだが、従業員が感染したことを県又は市が公表し、事業の一時閉鎖をした県内事業者といったことが要件となっている。

主な融資制度(表2)に関しては県独自の制度として新型コロナの影響により売上が減少した事業者を対象に「経営健全化支援金」が設けられている。

また、医師、看護師等が新型コロナに感染した場合は原則として労災補償の対象となる。

県の令和2年度一般会計補正予算案の新型コロナウイルス感染症の対策では、検査・医療提供体制の強化として78億2,170万円が計上され、感染症患者の受入医療機関に対し「協力金」を支給する方針が決められ5億4,050万円が確保された。病院に対しては受入

病床の確保のため患者の重症度や受入実績に応じて協力金を支給。診療所に対しては新型コロナウイルス感染症対応医療機関の従事者が院内感染等により休業した場合に、休業前までの診療継続に対する協力金が支給される。他にも、感染症対応医療機関へ医療従事者の派遣を行った場合の補助、オンライン診療導入医療機関への補助を行うことが決められた。

表1. 主な助成制度(本紙発刊時点)

制度	対象者	助成内容	制度の期間	問合わせ先
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主	休業中に支払った賃金相当額(日額上限8,330円)※パート・アルバイトも対象	2/27～6/30を対象 9/30までに申請	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999
雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主を対象とし、生産指数(売上高等)が1か月5%以上低下したものの	休業中の休業手当等に関して4/5を支給、一定の要件を満たすと10/10(1人あたり一日8,330円を上限)※パート・アルバイトも対象	緊急対応期間 4/1～6/30 ※1月24日以降の休業が対象	長野労働局職業対策課 026-226-0866 または各地区ハローワーク
新型コロナウイルス発生事業所経営支援事業(長野県)	従業員が感染したことを県又は市が公表し、事業の全部又は一部を一時閉鎖した県内事業者。ただし、売上が対前年同期比で5%以上減少した場合に限る	休業中の休業手当等に関して、上記雇用調整助成金と併せて1人あたり12,495円を上限とし、雇用主が現に支払った額を支給。※個人事業主、役員も対象	一時閉鎖期間(最大2週間)の営業日分を限度	長野県 産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係 026-235-7195 労働雇用課 雇用対策係 026-235-7201
持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少している個人事業主、法人等	個人事業主等100万円、法人200万円を上限(昨年1年間の売上からの減少分)	対象期間 2020年1月以降 申請期間 5/1～1/15	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

表2. 主な融資制度(本紙発刊時点)

制度	対象者	貸付限度額	貸付利率(年)	問い合わせ先
経営健全化支援資金(「新型コロナウイルス」対策)(長野県)	新型コロナの影響により、売上が前年同月比15%以上減少している方	設備資金:6,000万円 運転資金:8,000万円	0.8%	長野県産業労働部産業立地・経営支援課 026-235-7195
新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方など	国民生活事業:6,000万円 中小企業事業:3億円	1.11～1.65% ※要件によっては実質無利子(特別利子補給制度)	日本政策金融公庫各支店(国民生活事業 長野支店 026-233-2141 松本支店 0263-33-7070/ 中小企業事業 0263-33-0300)
医療貸付事業(長期運転資金)	新型コロナウイルスの感染等の理由により事業の継続に支障がある方	診療所等:4,000万円 病院:7.2億円	5年間1億円までは無利子、1億円超の部分は0.2% 6年目以降0.2%	独立行政法人福祉医療機構(東京本部 福祉医療貸付部 医療審査課 03-3438-9940/03-3438-9934)

2020年度診療報酬改定は歯科では本体部分が0.59%のプラスで、2018年の0.69%プラスを下回った。金パラの「逆ザヤ」の影響もありこのような改定率では歯科医療機関の厳しい現状を打開するには不十分である。

今回の改定の特徴的なものとして①初再診料の引き上げ②処置、手術、歯冠修復、欠損補綴関連の点数引き上げや適応拡大③歯科疾患管理料の見直し、長期管理加算の導入④歯周病重症化予防治療の新設、などが挙げられる。

初再診料については前回導入された院内感染防止対策のための施設基準の要件に、新たに院内感染防止対策に係わる職員研修を行うことが追加され、初診料が261点(プラス10点)、再診料53点(プラス2点)となった。院内感染予防対策にかかるコストについては268.16円(2007年中医協)あるいは約568円(2019年中医協)と指摘され、今回の引き上げでは実際にかかるコストに見合っていない。初再診料の増点は、医科と歯科の基本診療料の格差是正を歯科側が長年望んで

2020年度歯科改定に対する見解

保険医協会歯科部会にて

おり、その要望に一部応じたといえるが、医科歯科格差は未だ解消されていないため医科歯科同等の評価を求めている。

0.59%の枠内ではあるが処置、手術、歯冠修復、欠損補綴関連の点数が引き上げられた。また手術用顕微鏡加算やCAD/CAM冠の適用拡大、手術の際に使用した麻酔の薬剤料の算定が可能になったことは評価できる。

歯科疾患管理料については1回目算定が初診月の場合、100分の80に減算された。また、現場からの声が多かった「初診月から2ヶ月以内の算定」規定の廃止が実現された。その上で初診月から6ヶ月を超えての歯科疾患管理料の算定には「長期管理加算」が加算されることとなった。歯管の算定期間に制限がなくなったこと、継続的な管理において加算されることから、口腔機能の維持、回復のための長期的な管理の流れが鮮明となった。「長期管

理加算」は、か強診では120点、それ以外では100点となった。か強診の施設基準と点数項目に関連性がないにもかかわらず、同じ診療に対して、か強診であるかないかで診療報酬が違ふことにより歯科診療所間の格差が拡大されている。また、歯管と同じように長期的な管理の流れの中で位置づけられ新設されたのが歯周病重症化予防治療(P重防)である。これは「歯管または歯管を算定し歯周ポケットが4mm未満」「部分的な歯肉の炎症またはプロービング時の出血が認められる状態」で歯周病安定期治療(SPT)の対象とならない歯周病患者への継続的な治療とされる。歯周病の状態によって3ヶ月に一度、P重防⇔SPTに互いに移行ができることから同一初診による長期管理への流れが強まった。しかし同一初診中の算定制限がある項目はまだ存在するため、臨床の実態に即して必要に応じて行われた治療行為

はその都度正当に評価すべきである。

このような改定の中、昨今問題となっているのが金パラの「逆ザヤ」問題である。金バラ価格の高騰への対応が、従来の6ヶ月ごとの改定に加え3ヶ月ごとに15%以上の価格変動があった場合に価格が改定されることが、3月25日の中医協で了承された。金バラの実勢価格が保険償還価格を上回る「逆ザヤ」解消を求める現場の声に対応したものの、抜本的な解決には程遠い内容で「逆ザヤ」の可能性は残したままである。乖離を極力小さくするため、制度の抱える問題の改善こそが求められるが、今回の対応は随時改定という点には一切踏み込まれていないため、引き続き制度の改善を求めている。

今回、0.59%とプラスの改定ではあるが、歯科医療機関の現状を踏まえると歯科医療費の総枠拡大は必須であると考えられる。これまで以上に患者さんが安心して良質な歯科医療を受けられるためにも歯科診療報酬の引き上げと患者負担割合の軽減の実現を目指していかなければならない。